

# 上天草市第5次財政計画



令和6年3月

上天草市

# 目 次

---

<b>I</b>	<b>財政計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1	これまでの取組み .....	1
2	計画策定の目的 .....	1
3	計画の位置付け .....	2
4	計画期間 .....	2
<b>II</b>	<b>本市財政の現状</b> .....	<b>3</b>
1	歳入の状況 .....	3
2	自主財源・依存財源の状況 .....	4
3	歳出の状況 .....	4
4	収支の状況 .....	5
5	基金残高の状況 .....	6
6	市債残高の状況 .....	6
7	財政指標の推移 .....	7
8	公営企業への繰出しの状況 .....	8
<b>III</b>	<b>財政計画</b> .....	<b>9</b>
1	歳入の見通し .....	9
2	自主財源・依存財源の状況 .....	13
3	歳出の見通し .....	13
4	収支の見通し .....	17
5	健全な財政運営に向けた取組み方針 .....	20

# I 財政計画の概要

---

## 1 これまでの取組み

平成 16 年 3 月 31 日に 4 町合併により新設された本市は、合併前の各旧町時代における大規模事業の実施に伴う市債の増発により、多額の市債償還に追われ、早期健全化団体への転落も危ぶまれる状況にありました。

そこで、この危機的状況から脱却するため、平成 19 年度に財政健全化計画（第 1 次リバイバルプラン：計画期間 5 年（平成 19～23 年度））を策定し、人件費をはじめ、事務管理経費の削減、普通建設事業の抑制等の内部努力のほか、市単独補助金等の減額など、市民の皆さまにも御協力を賜りながら、多額の市債を返済することで、財政危機を一時的に乗り越えることができました。

第 1 次リバイバルプラン終了後も経費節減及び自主財源の確保を強化するため、平成 24 年度に、第 2 次財政計画（第 2 次リバイバルプラン：計画期間 2 年（平成 24～25 年度））を策定し、行政サービスの選択と集中、内部努力による人件費や普通建設事業の抑制により捻出された財源を、雇用の創出、人口減少の抑制及び地域力の向上に効果の高い施策へ集中投下できるよう全庁的に取組みました。

これらの取組みにより財政状況は改善したものの、普通交付税の一本算定化に向けた段階的縮減や消費税増税による消費の冷え込みに対する懸念、少子化対策等に伴う扶助費の増加など、財政の硬直化が懸念される状況の中で、第 3 次財政計画（計画期間 6 年（平成 26～31 年度））を策定し、歳入に見合った歳出予算を組めるよう事業の選択と集中を図り、長期的・安定的な住民サービスを提供できる財政基盤の確立に努めました。

令和元年度には、普通交付税の一本算定化に伴い普通交付税の減少が見込まれることや、合併に伴い必要となる事業に活用できる合併特例債の発行期限を令和 5 年度に迎えることを踏まえ、第 4 次財政計画（計画期間 4 年（令和 2 年度～5 年度））を策定しました。

また、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、緊急的な財政支出を余儀なくされましたが、国・県の補助金等を有効に活用し、第 4 次財政計画に掲げた集中的な投資と健全な財政運営の両立に努めました。

## 2 計画策定の目的

令和 5 年度は、4 町合併から 20 年目を迎え、まちの未来づくり計画である「第 3 次総合計画」を新たに作成します。総合計画に掲げた目標の実現に向けて、各種施策を着実に推進していく必要がありますが、令和 5 年度に合併特例債の発行期限を迎え、令和 6 年度以降は活用可能な財源が限られるため、一層の事業の選択と集中が求められます。

こうした状況の中、歳入・歳出の両面から見直しを行い、効果的な投資と財政の健全性の両立を図った財政運営を行うため、第 5 次財政計画を策定します。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「第3次総合計画（前期基本計画）」における個別計画として位置付け、予算編成等の指針とします。

### 4 計画期間

本計画の期間は、第4次財政計画に続く令和6年度から第3次総合計画（前期基本計画）の終期である令和9年度までの4年間とします。

令和5年度については、3月補正後の予算額を用い、令和4年度からの繰越予算額を含めて試算し、令和6年度については、当初予算額を用いて試算します。

## Ⅱ 本市財政の現状

合併初年度（平成 16 年度） ～ 令和 4 年度

### 1 歳入の状況

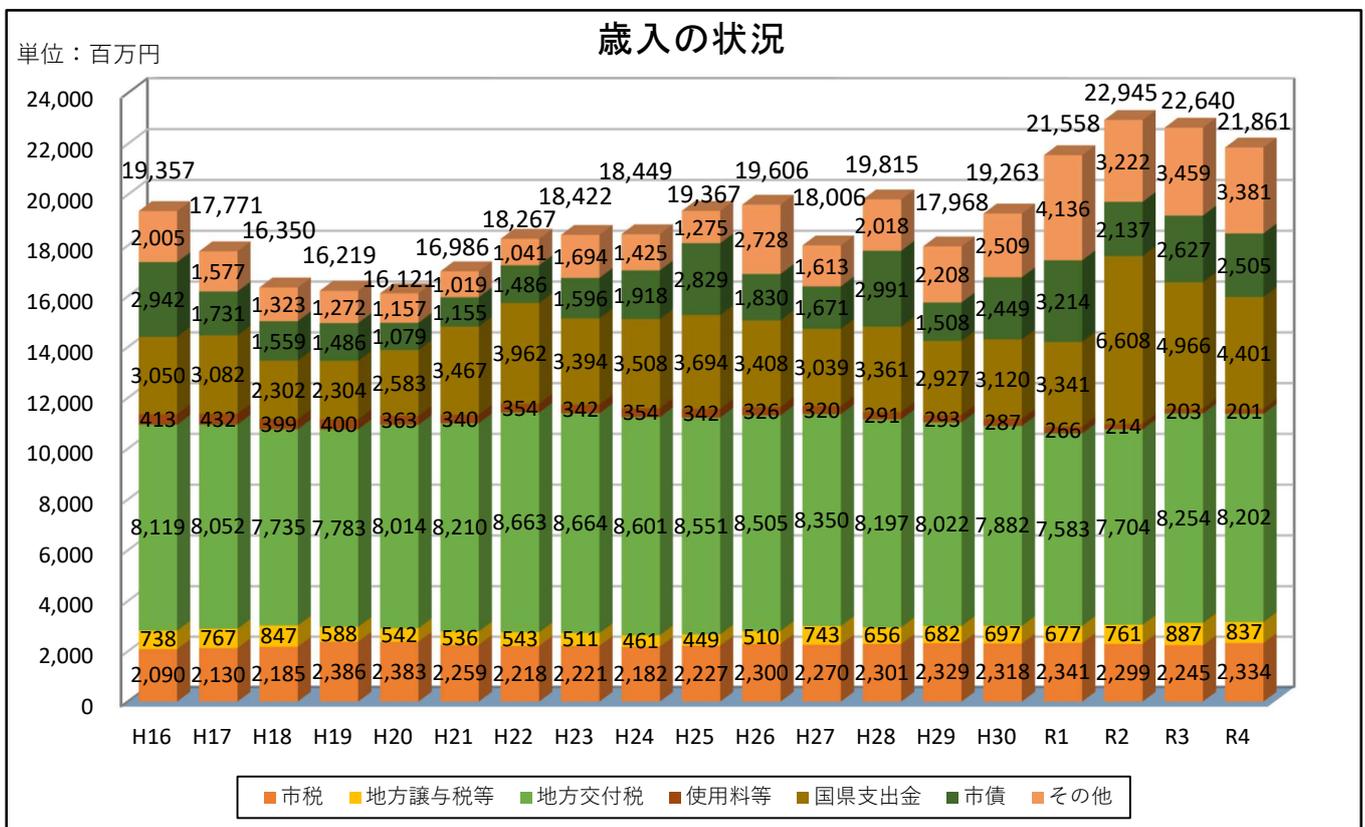
本市の歳入は、合併初年度は 194 億円でしたが、平成 17 年度の国勢調査における人口減の影響等による普通交付税の減少や、普通建設事業費等の抑制に伴う国県支出金及び市債の減少により、平成 21 年度にかけて 160 億円台にまで減少しました。

その後、平成 22 年度地方財政計画における地域活性化・雇用対策特例費の新設による地方交付税の増加、子ども手当の創設や国の経済対策による国・県支出金の増加、合併特例債を活用したハード整備等による市債発行額の増加により、平成 25 年度には 190 億円台に増加しました。

平成 26 年度以降、本市の歳入の約 3 割から 4 割を占める地方交付税は、普通交付税の合併算定替えに係る段階的縮減により、減少傾向にありましたが、令和 3 年度及び令和 4 年度は、国の補正予算対応等のため、時限的に「臨時経済対策費」が創設され、増額となりました。

また、平成 28 年度から令和 3 年度までは、ふるさと応援寄附金が毎年度増加し、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症対応のための国・県支出金（R2 特別定額給付金給付事業費補助金 26.4 億円、R3 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 3.2 億円、R4 上天草市プレミアム商品券事業 2.4 億円等）が多額となりました。

さらに、近年は合併特例債の発行期限を見据え積極的な活用を図ったことから、歳入規模は増加傾向にあります。



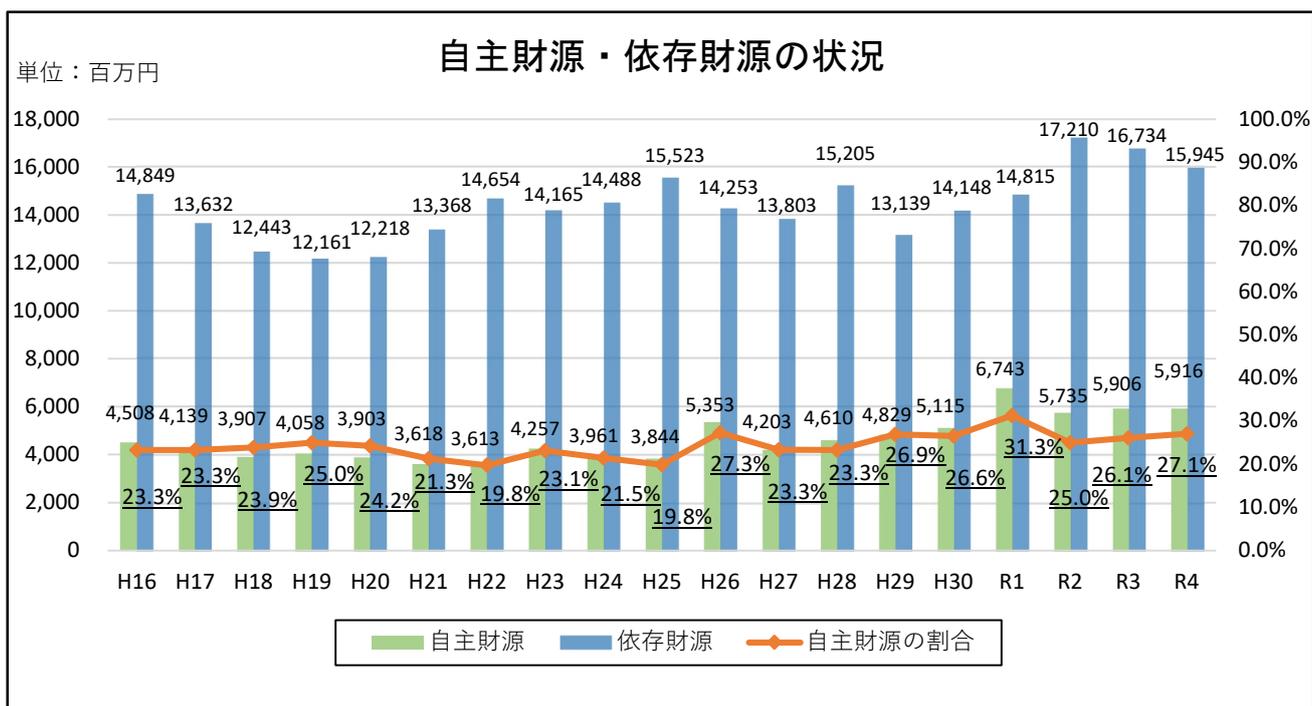
## 2 自主財源・依存財源の状況

自主財源は、本市が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入、寄附金、基金繰入金等があります。

依存財源は、国・県が定める具体的な基準ないし意思決定に基づき収入する財源で、地方譲与税、地方交付税、国・県支出金、市債などがあります。

歳入に占める自主財源の割合は、財政運営の自主性・安定性を図る尺度になります。

本市の場合、おおむね20%台で推移しており、大きく改善することは難しい状況ですが、ふるさと応援寄附金の増加により割合は若干増加しています。



## 3 歳出の状況

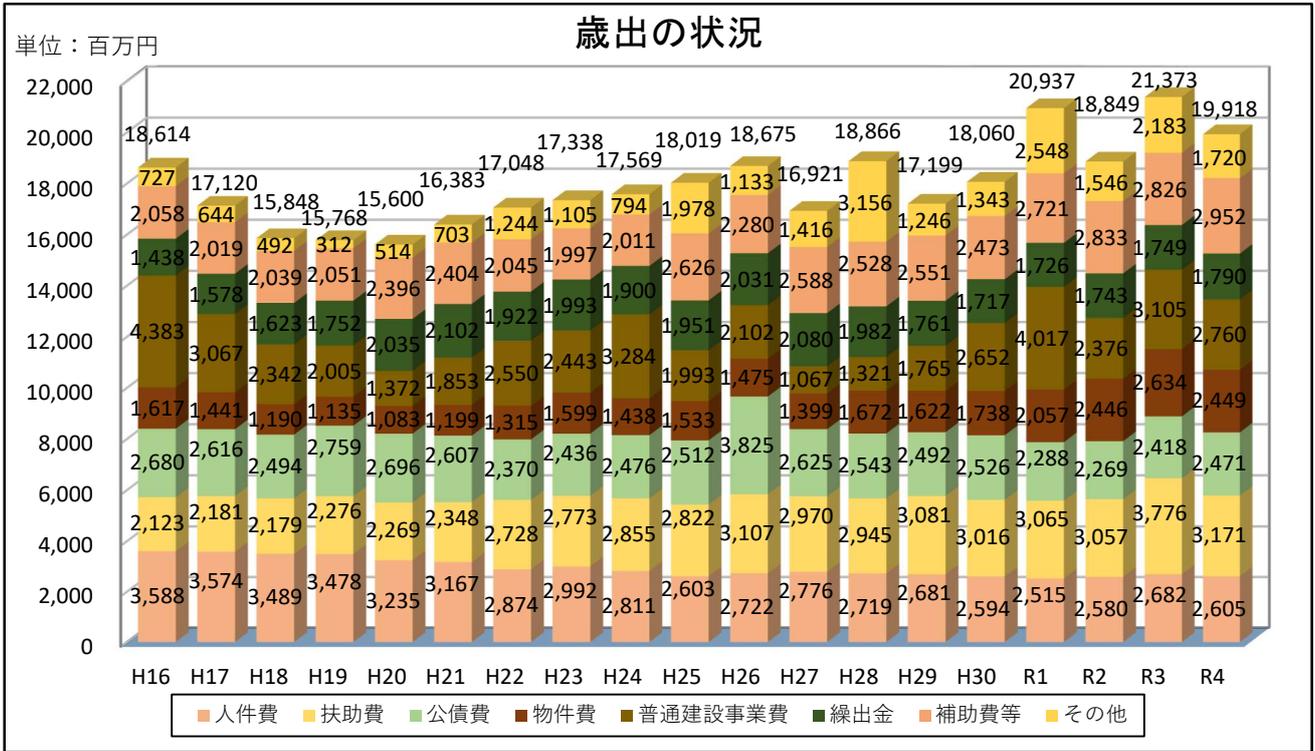
本市の歳出は、合併初年度の186億円から、人件費・事務管理経費の節減や普通建設事業費の抑制等により、平成20年度には156億円まで減少しました。

しかし、平成22年度における子ども手当の創設に伴う事業費の増加、子育て施策の充実に伴う保育所施設給付費等の増加、学校の耐震化事業や松島庁舎建設事業等の合併特例債等を活用した普通建設事業費の増加、上天草総合病院や水道事業への補助費及び国民健康保険事業や介護保険事業等への繰出額の高止まりにより、平成25年度には180億円まで増加しました。

その後は、平成26年度に行った市債の繰上償還(11億円)、平成28年度に行った地域振興基金の積立て(12億円)といった特別な要因を除き、170億円前後で推移していましたが、令和元年度は、合併特例債等を活用した小中学校空調整備事業(5.6億円)や公共施設マネジメント基金への積み立て(10億円)、令和2年度はコロナ禍における全市民への特別定額給付金給付事業(26.4億円)、令和3年度は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(3.2億円)、令和4年度は上天草市プレミアム商品券事業(2.4億円)といった多額の支出が続き、

令和元年度以降は歳出総額が大幅に増加しています。

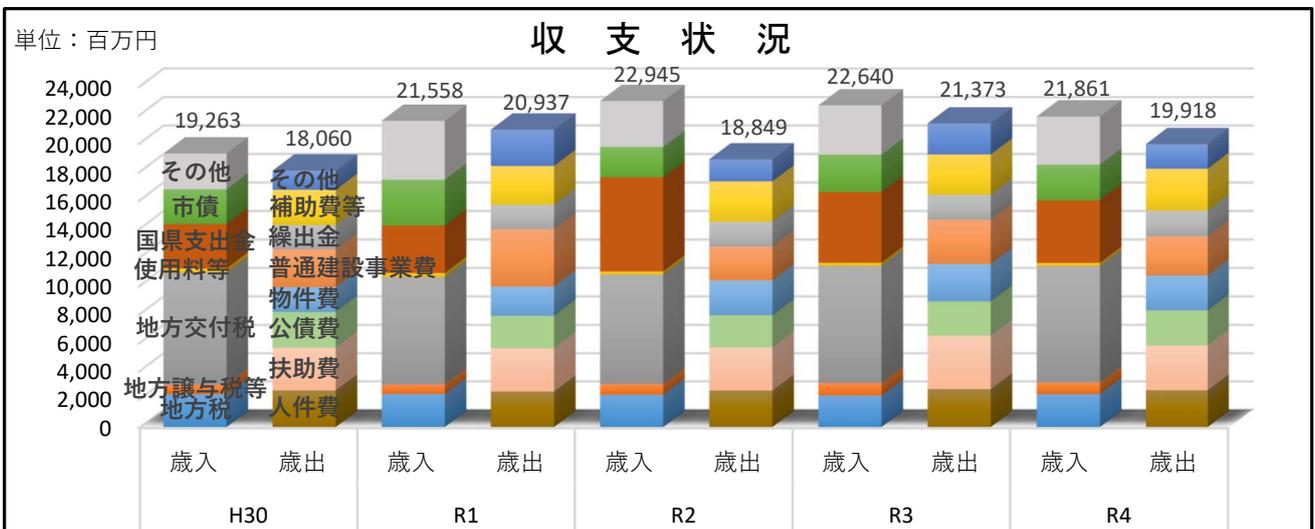
人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、市債の繰上償還を行った平成26年度を除き、おおむね80億円台で推移しています。人件費は職員数の削減等により減少していますが、少子化対策等による社会保障費の増加により、扶助費は増加傾向にあります。公債費は、市債発行額の抑制に取り組む一方、令和5年度に発行期限を迎える合併特例債を活用した公共施設の耐震化・統廃合・新規事業の実施等により、横ばいで推移しています。



## 4 収支の状況

平成30年度から令和4年度までの本市の収支状況は次のとおりです。

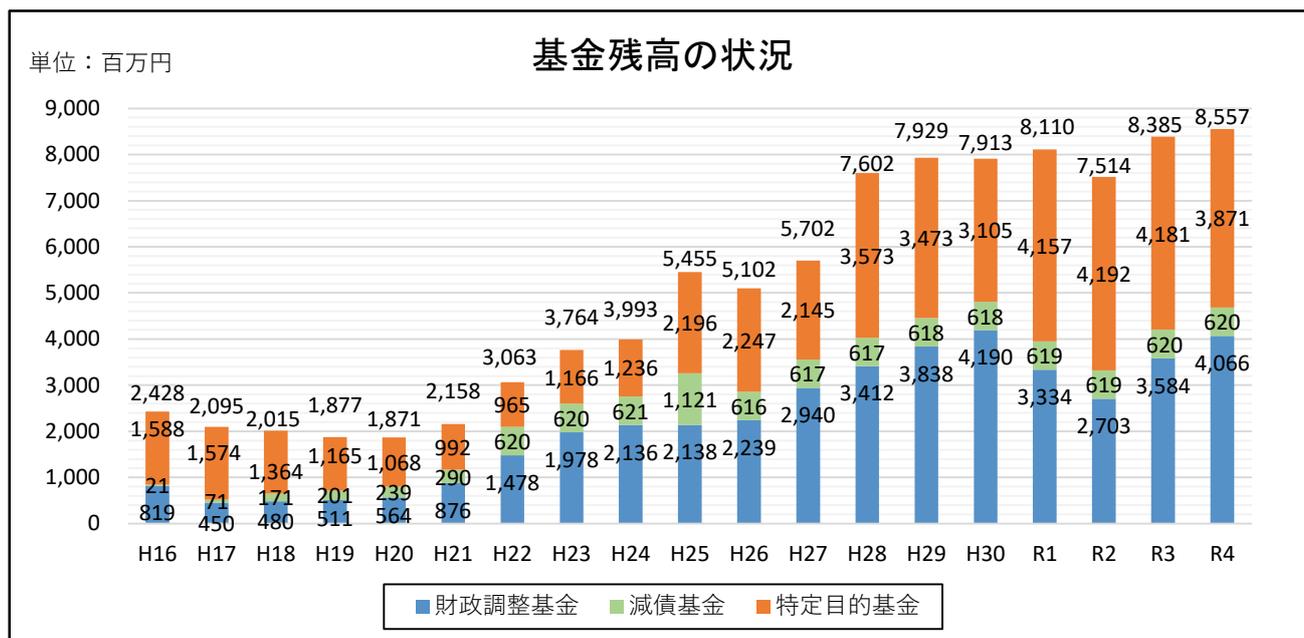
歳入に見合った歳出予算を編成し、事業の選択と集中を図り、長期的・安定的な住民サービスを提供できる財政基盤の確立に努めた結果、実質収支は黒字を維持しています。



## 5 基金残高の状況

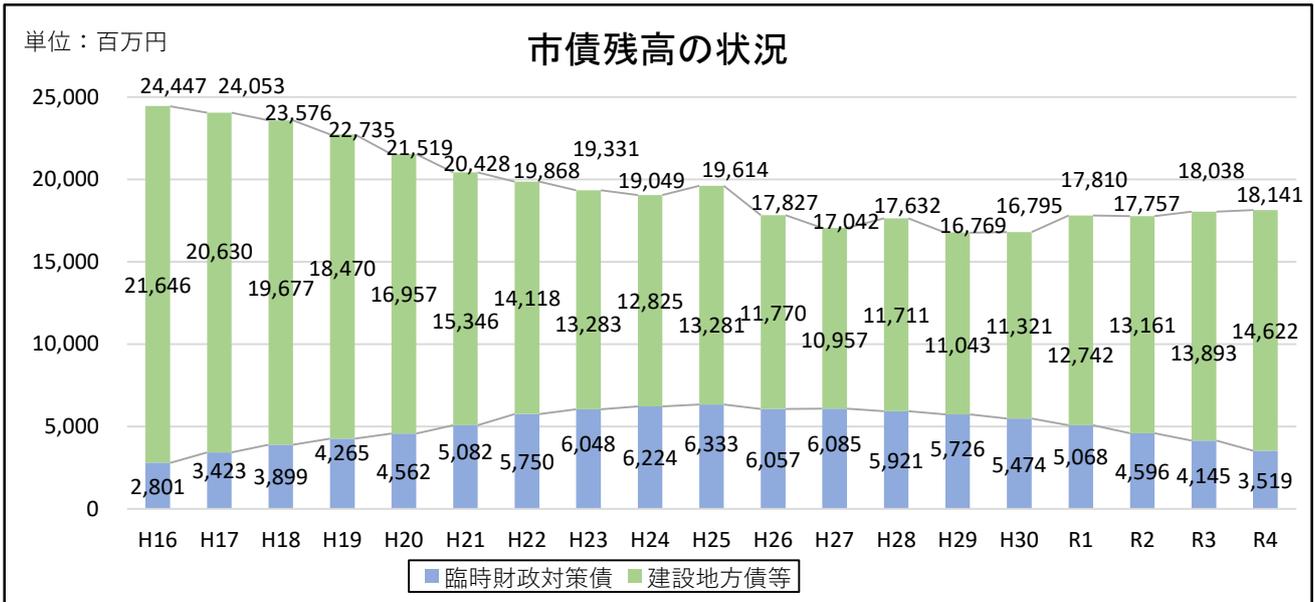
本市の基金残高は、合併初年度の24.3億円から、令和4年度末には約3.5倍の85.6億円に増加しました。

内訳では、年度間の財源の過不足を調整するための財政調整基金が8.2億円から約5倍の40.7億円に増加しました。市債を計画的に償還するための減債基金は、合併当初は0.2億円とごく僅かでしたが、6.2億円に増加しました。特定の目的のために積立てる特定目的基金は、15.9億円から38.7億円に増加しました。



## 6 市債残高の状況

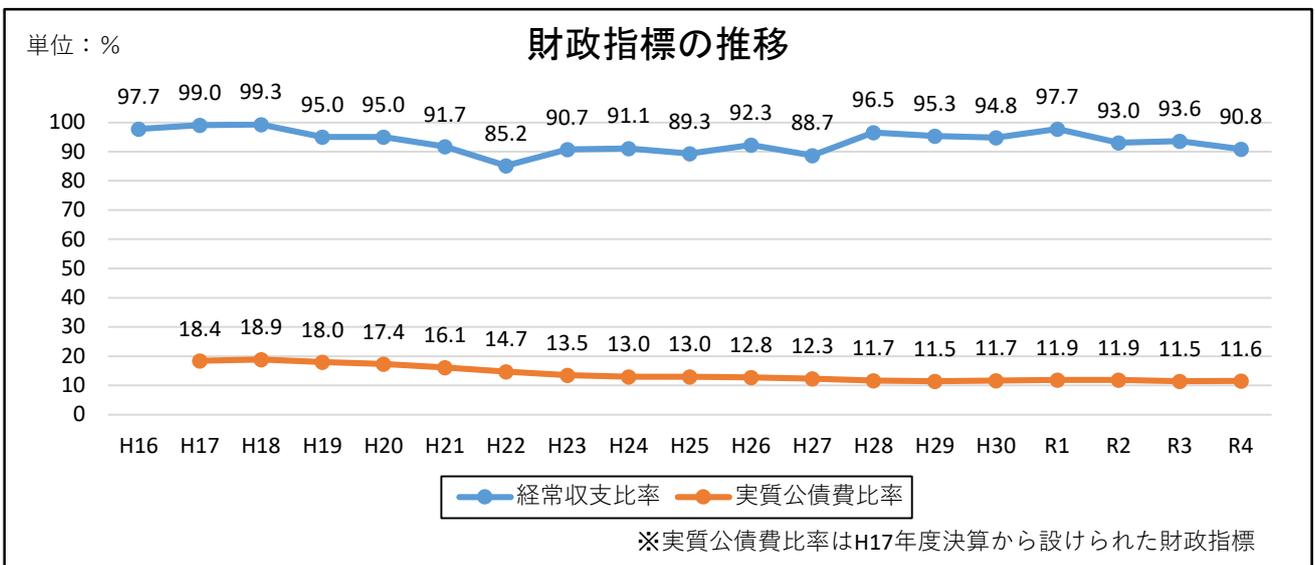
本市の市債残高は、合併初年度の244.5億円から、平成29年度には167.7億円まで減少しましたが、近年、合併特例債の発行期限を見据え積極的な活用を図ったことから、増加に転じ、令和4年度には181.4億円となりました。内訳では、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債が28億円から35.2億円に増加した一方、公共施設の建設等に充当する市債（以下「建設地方債等」と言う。）は普通建設事業費の抑制の取組みや過去に発行した高利率の市債の繰上償還等により、216.5億円から146.2億円に大きく減少しました。市債は市の借金ですが、例えば、合併特例債（残高86億円）や過疎対策事業債（残高27億円）は元利償還額の70%、臨時財政対策債（残高35億円）は元利償還額の100%が普通交付税措置の対象となっており、市の自主財源で全てを負担するものではありません。



## 7 財政指標の推移

人件費、扶助費、公債費など、毎年固定的に支出される経常的経費に、市税や地方交付税など用途の制限がない一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、合併初年度の97.7%から平成22年度には85.2%に改善しましたが、平成28年度以降は95%前後まで上昇しています。子育て施策の充実に伴う児童福祉費等の経費の増加が主な要因と考えられます。この比率が高いほど、政策的に使える一般財源が乏しく、財政構造が硬直化した状況を示しています。

公営企業や一部事務組合への繰出しを含めた公債費が、本市の財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、一時18.0%を超える危機的状況でしたが、年々低下し、令和4年度には11.6%となりました。この比率が18.0%以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25.0%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、公表するとともに都道府県知事へ報告するなど、財政的な制約が生じます。



## 8 公営企業への繰出しの状況

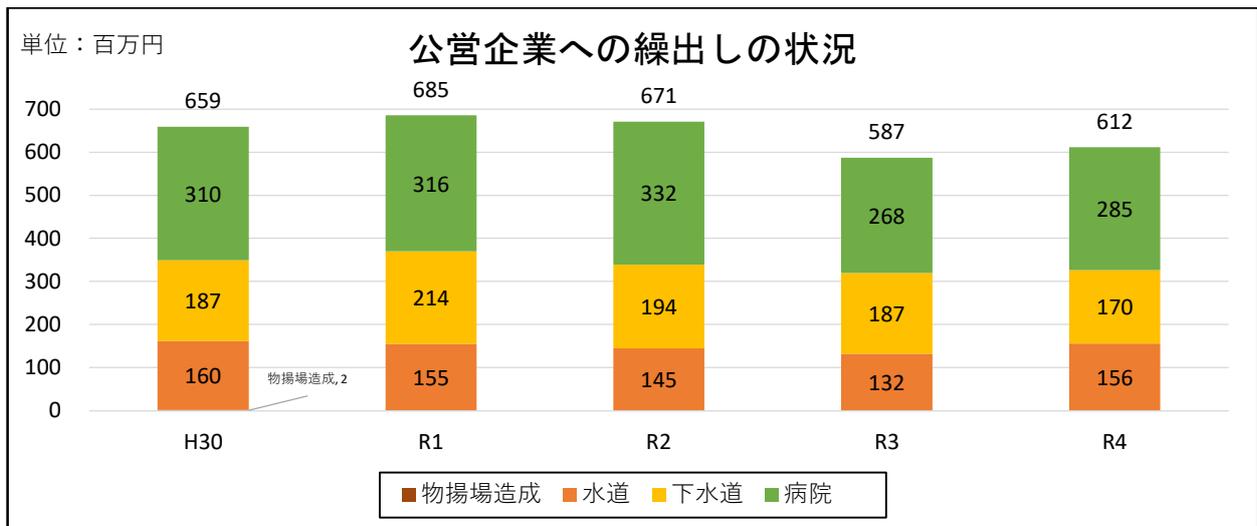
本市は、上水道事業、下水道事業、病院事業、電気事業を公営企業会計で実施しています。公営企業は、その経営に必要な経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則です。

しかし、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費等については、国が示す基準に沿って一般会計等が負担することとなっています。

平成30年度から令和4年度までの繰出しの状況は次のとおりです。

電気事業は、売電収入で必要経費を賄っており、繰出しは行っていません。

物揚場造成事業は、企業債償還に係る経費に対して繰出しを行っていましたが、企業債の完済に伴い令和元年度に事業会計が廃止されました。病院事業は、企業債償還・救急施設・看護学校の運営等に係る経費に対して毎年3億円程繰出しています。上水道事業と下水道事業は、企業債償還に係る経費等に対して1億円から2億円程度繰出しています。施設整備等に要する多額の経費を利用者からの料金収入のみで賄うことは適当ではないため、適正な料金設定を超える部分について一般会計で負担しています。



### Ⅲ 財政計画

#### 1 歳入の見通し

##### (1) 市税

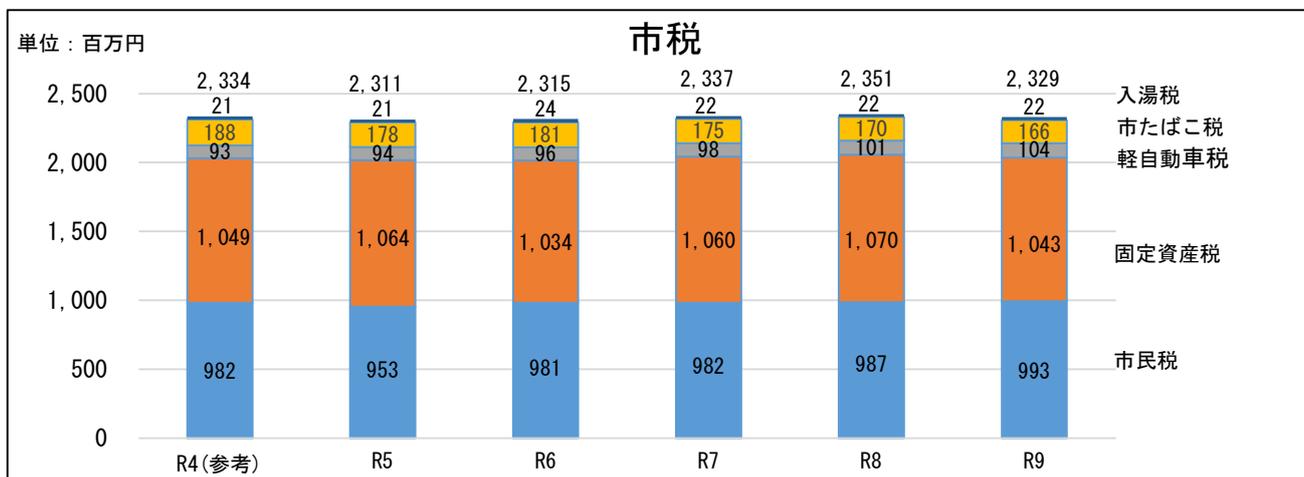
市税は、本市が自主的に収入できる自主財源の中で大きな割合を占めるもので、令和4年度決算では歳入全体の約11%、自主財源全体の約38%を占めています。

個人市民税及び法人市民税については、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

固定資産税については、令和6年度と令和9年度は評価替えによる下落を見込み、令和7年度及び令和8年度は前年度比1%の増加を見込んで推計しました。

軽自動車税については、新税率適用台数の増により増加、市たばこ税は喫煙者の減により減少すると見込み、入湯税は横ばいで推移すると仮定して推計しました。

その結果、令和6年度以降は23億円程度で横ばいの状況が見込まれます。



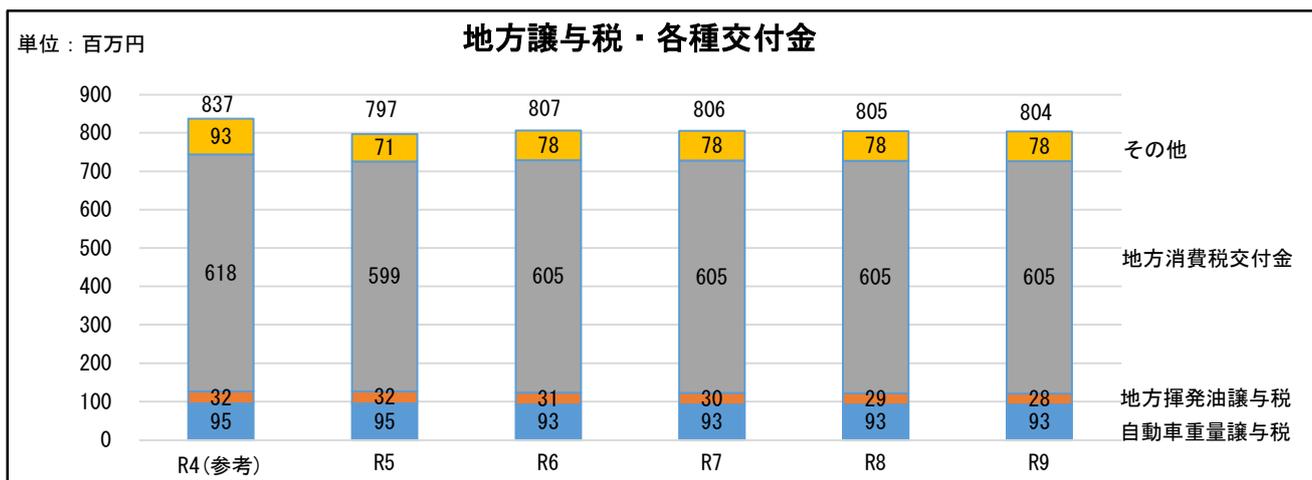
##### (2) 地方譲与税・各種交付金

地方譲与税は、本来地方税に属すべき税源を一旦国税として徴収し、これを国が自治体に対して譲与するものです。

自動車重量譲与税については、令和5年度地方財政計画を基に推計し、地方揮発油譲与税は、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

各種交付金は、本市では10種類（利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、交通安全対策特別交付金、法人事業税交付金）あり、それぞれ過去数年の推移を基に推計しました。

その結果、令和6年度以降は8億円程度で横ばいの状況が見込まれます。



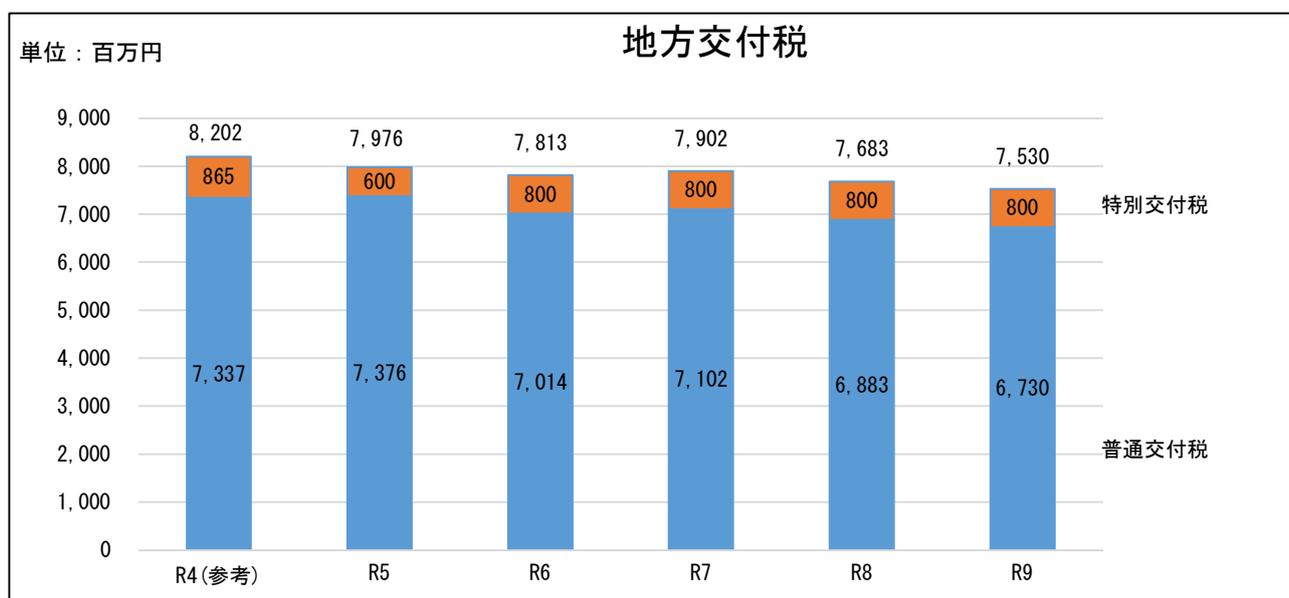
### (3) 地方交付税

地方交付税は、財源不足の自治体に交付される普通交付税と、普通交付税では補足されない特別の財政需要に対して交付される特別交付税があります。

普通交付税については、平成30年度以降の推移を基にして、令和7年度に行われる国勢調査で予想される人口減による減少と市債の元利償還金の増減に伴う影響を踏まえて推計しました。

特別交付税については、その年々の特別な財政需要により変動しますが、現時点で将来的に特別な財政需要は想定されないため、平成30年度以降の推移を基に算出しました。

その結果、令和6年度の78.1億円から令和9年度には75.3億円に減少することが見込まれます。



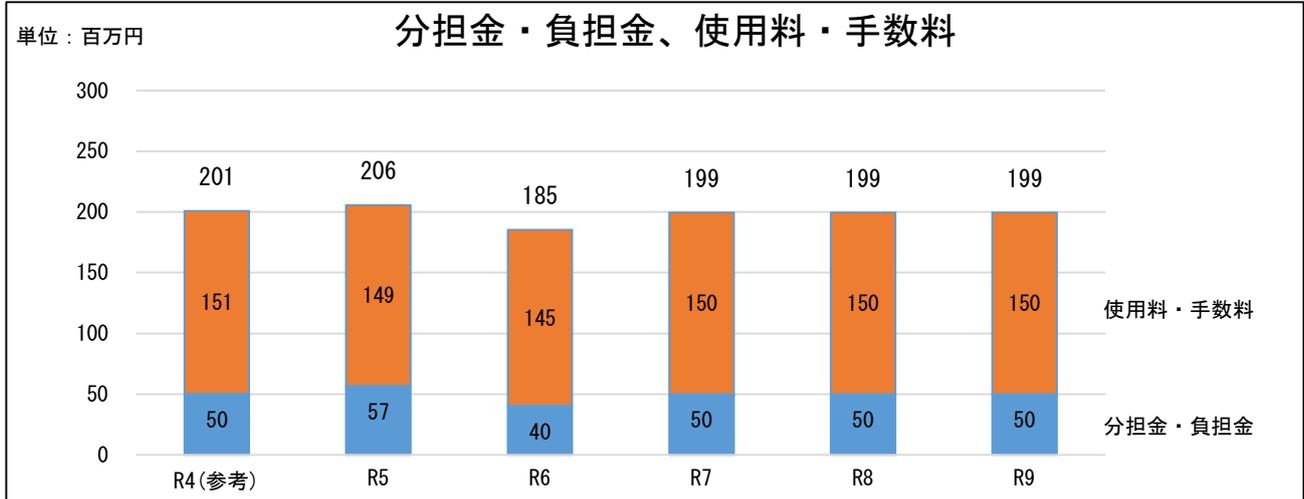
### (4) 分担金・負担金、使用料・手数料

分担金・負担金は、自治体が行う事業により一定の利益を受ける方に、その受益の程度に応じて負担していただくものです。また、使用料・手数料は、公共施設の使用等の対価や、

特定の方に対して行う行政サービスの対価として利用者からいただく実費負担的なものです。

分担金・負担金、使用料・手数料については、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

その結果、令和6年度以降は2億円程度で横ばいの状況が見込まれます。



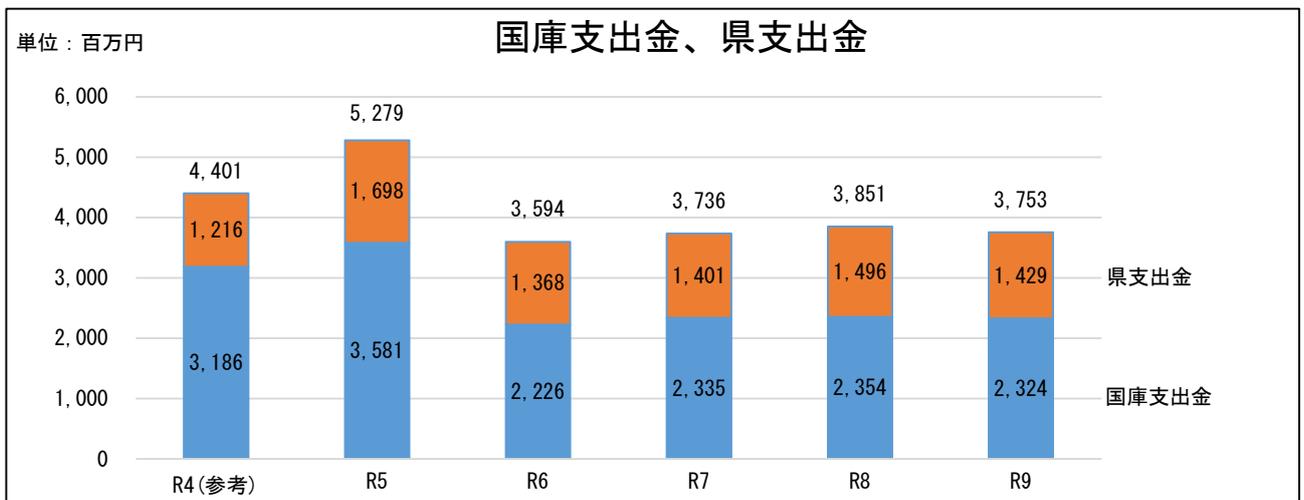
#### (5) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金、県支出金は、自治体が行う特定の事業に対して、法令や要綱等に基づいて交付されるものです。

国庫支出金及び県支出金については、それぞれ投資分（普通建設事業費）と、消費分（扶助費、物件費、補助費等）に分けて算出しました。

投資分は、普通建設事業費調査の国庫支出金、県支出金の額を基に推計し、消費分は、事業費総額に占める過去3カ年の国庫支出金、県支出金の割合を各年度の事業費に乗じて推計しました。

その結果、令和6年度以降は35.9億円から38.5億円で推移することが見込まれます。



## (6) 市債

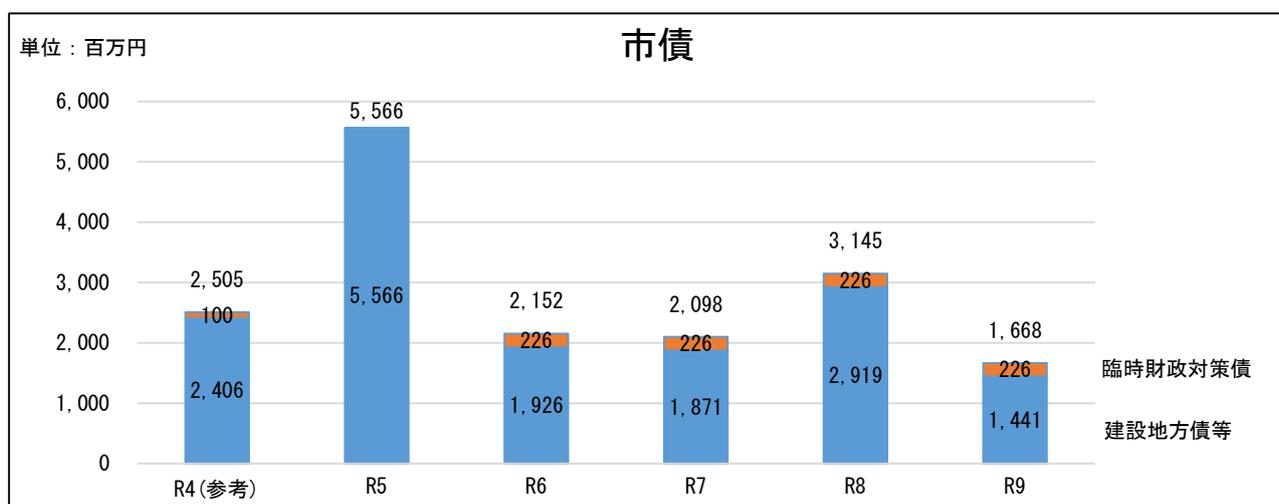
市債は、本市が財政運営上必要とする資金を1会計年度を超えて財務局や金融機関等から借り入れるものです。

建設地方債等については、普通建設事業費の見込みを基に、事業の実施予定年度ごとにその財源となる市債を算出して推計しました。

普通交付税の代替措置である臨時財政対策債については、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

その結果、合併特例債を有効活用する令和5年度の55.7億円から令和9年度には16.7億円まで減少することが見込まれます。

なお、令和8年度は、新ごみ処理施設整備事業に係る天草広域連合負担金の財源として過疎対策事業債を18.3億円充てる予定であるため、一時的に増加しています。



## (7) その他（財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、繰越金）

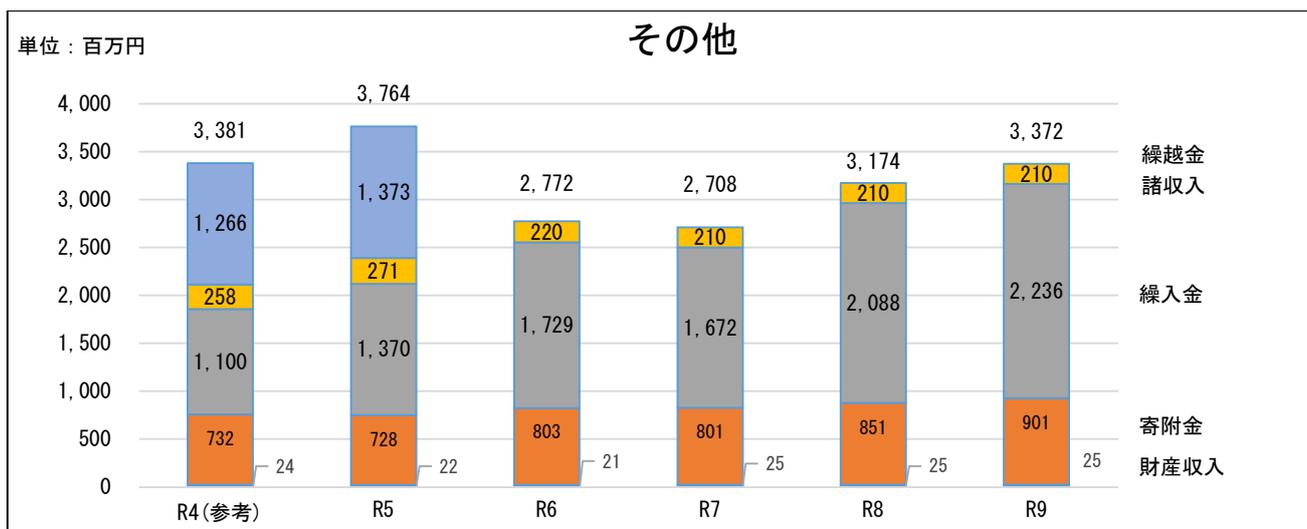
財産収入は貸付や売却による収入、基金利子等、寄附金はふるさと応援寄附金等、繰入金は基金繰入金等、諸収入は貸付金元金収入や雑入等、繰越金は前年度の決算剰余金です。

繰入金については、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、公共施設マネジメント基金などの繰入見込みを積算して推計しました。

繰越金については、前年度の財政収支の黒字額と同額です。

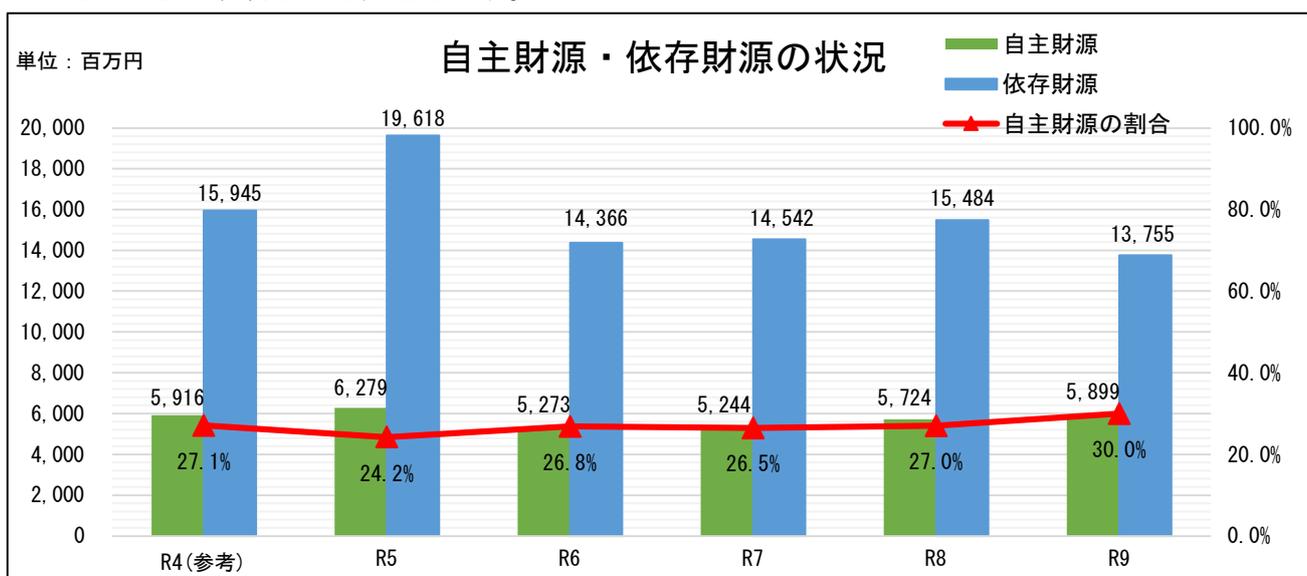
その他については、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

その結果、令和6年度の27.7億円から令和9年度には33.7億円に増加することが見込まれます。



## 2 自主財源・依存財源の状況

歳入に占める自主財源の割合は、令和6年度以降 26.8%から 30.0%で推移し、基金の有効活用により改善される見込みです。



## 3 歳出の見通し

### (1) 人件費、扶助費、公債費（義務的経費）

#### ① 人件費

人件費は、職員の給料及び手当、議員や各種委員会委員等の報酬等の経費です。

職員の給料及び手当については、定員管理計画による職員数及び退職者数の見込みから推計しました。令和6年度から会計年度任用職員へ支給予定である勤勉手当も考慮して推計しています。

その結果、令和6年度以降は 28.3 億円から 31.1 億円で推移することが見込まれます。

## ② 扶助費

扶助費は、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対し、主に法令等に基づいて実施する事業に要する経費です。

扶助費については、平成30年度以降の傾向を分析し、対象となる受給者数等の見込みを踏まえて推計しました。令和6年10月からの児童手当の拡充も考慮して推計しています。

その結果、令和6年度以降は34億円程度で推移することが見込まれます。

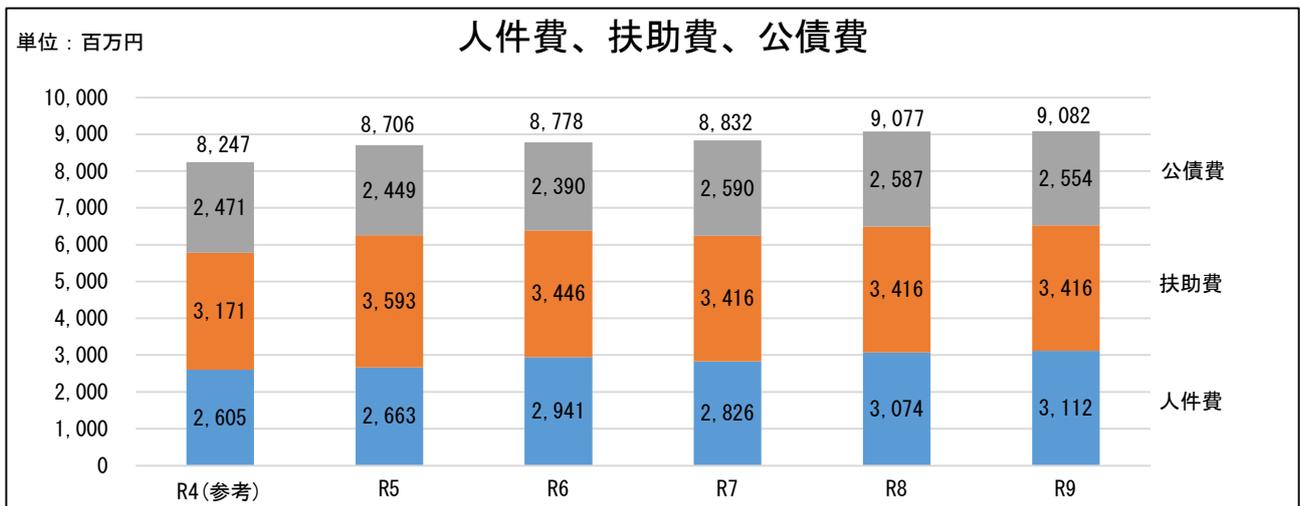
## ③ 公債費

公債費は、市債の元利償還に要する経費です。

公債費については、過去に発行した市債の元利償還予定額と、今年度以降に発行を見込んでいる市債の元利償還見込額とを合算して算出しました。

その結果、令和6年度以降は、23.9億円から25.9億円で推移することが見込まれます。

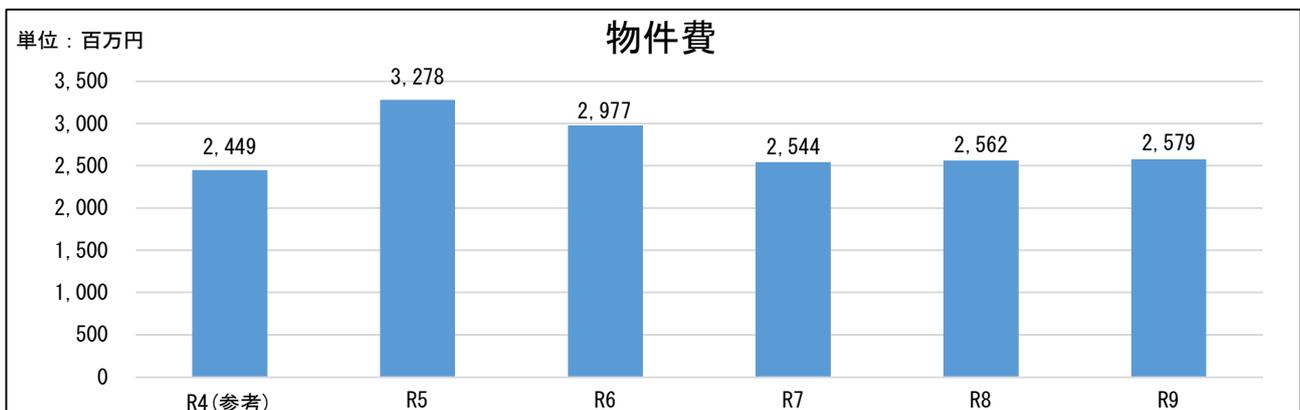
人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費全体では、令和6年度の87.8億円から令和9年度には90.8億円になることが見込まれます。



## (2) 物件費

物件費は、旅費、需用費、役務費、委託料等の経費で、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

その結果、令和6年度以降は25.4億円から29.8億円で推移することが見込まれます。



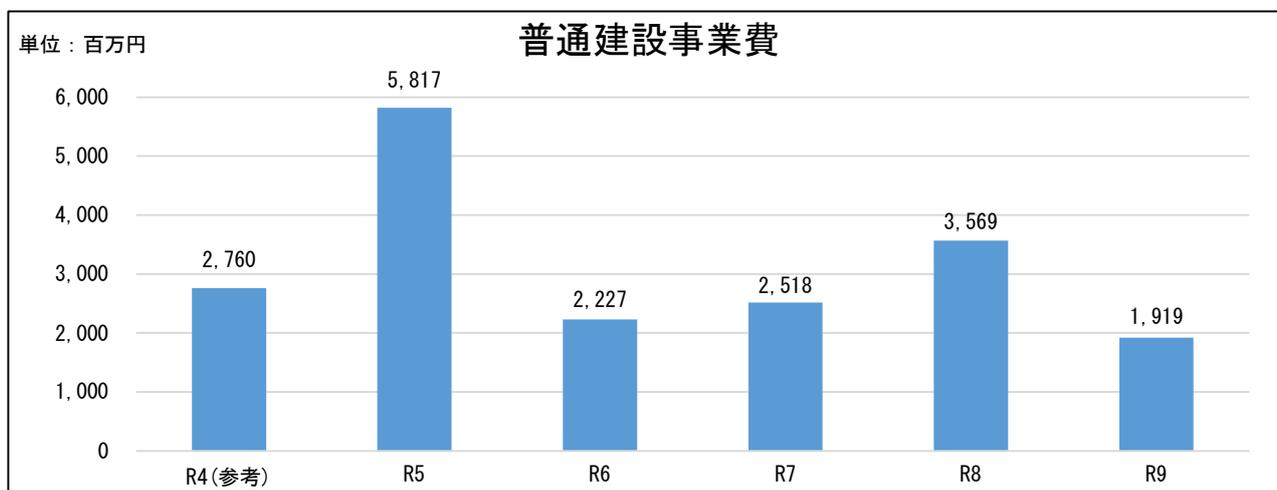
### (3) 普通建設事業費

普通建設事業費は、公共土木施設、農林水産施設、学校施設等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備などに要する経費です。

普通建設事業費については、事業実施に当たり、毎年度、普通建設事業計画を策定し、計画的に事業を実施しています。令和5年度は、合併特例債を有効活用するため、普通建設事業費が大幅に増加しています。

推計に当たっては、現時点で想定される後年度予定事業を基礎として、活用可能な国・県支出金等の財源精査及び元利償還金の一部が交付税措置される有利な市債の活用を検討した上で、普通建設事業の限度額設定及び優先度を精査し、事業年次の調整を行い、推計しました。

なお、普通建設事業の限度額設定をすることで、「健全な財政運営に向けた取組み」につなげるものです。

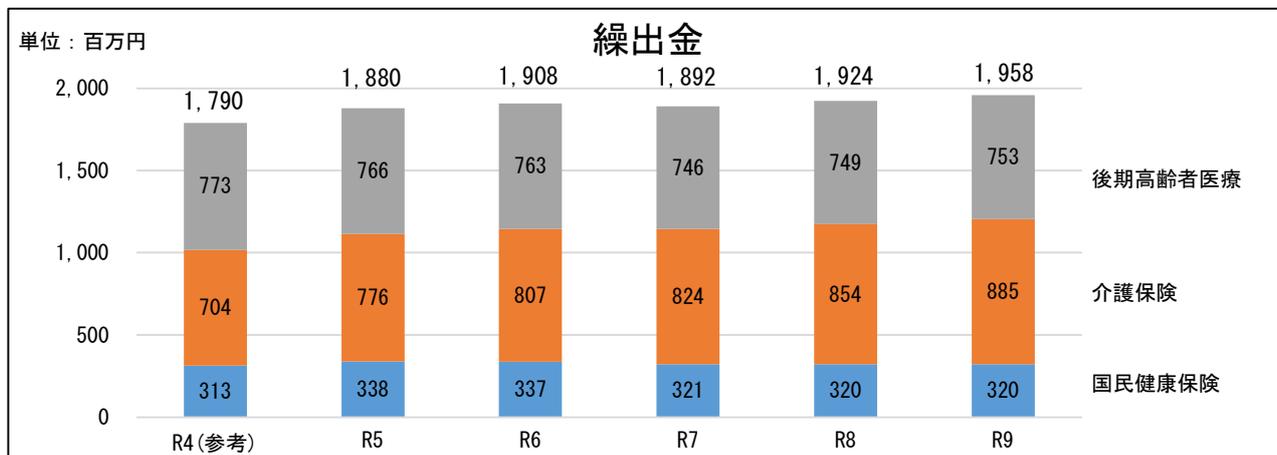


### (4) 繰出金

繰出金は、一般会計から国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ運営経費等を繰出す経費です。

会計ごとに平成30年度以降の推移を基に推計しました。

その結果、令和6年度以降は19億円程度で推移することが見込まれます。



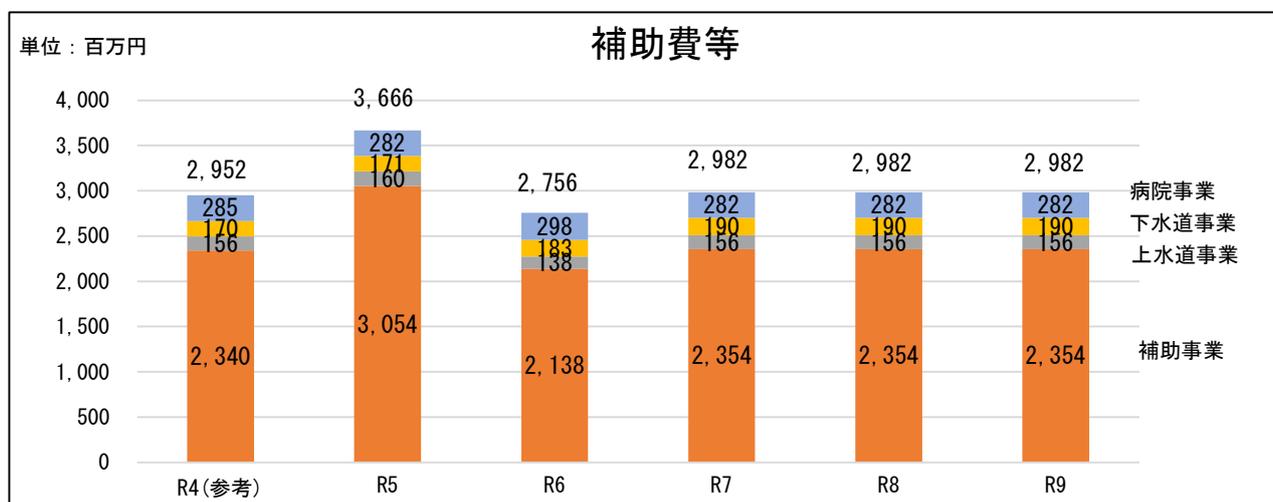
## (5) 補助費等

補助費等は、法令や市の要綱等に基づき事業者等に対して補助金を交付するものや一部事務組合に対して共同事業の負担金として支払う経費（以下「補助事業等」と言う。）のほか、地方公営企業である上水道事業、下水道事業、病院事業に対して繰出基準に基づき一般会計から繰出す経費があります。

補助事業等については、国や県の各種補助制度の動向、市独自の補助金については、平成25年3月に策定した補助金ガイドラインに基づく見直しの状況を踏まえ、今後の所要見込額を積算して推計しました。

公営企業への繰出金については、各公営企業において策定した経営戦略に沿った取組みを踏まえ、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

その結果、令和6年度の27.6億円から令和9年度には29.8億円になることが見込まれます。



## (6) その他

その他は、公共施設等の維持補修費、積立金、出資・貸付金、災害復旧費があります。

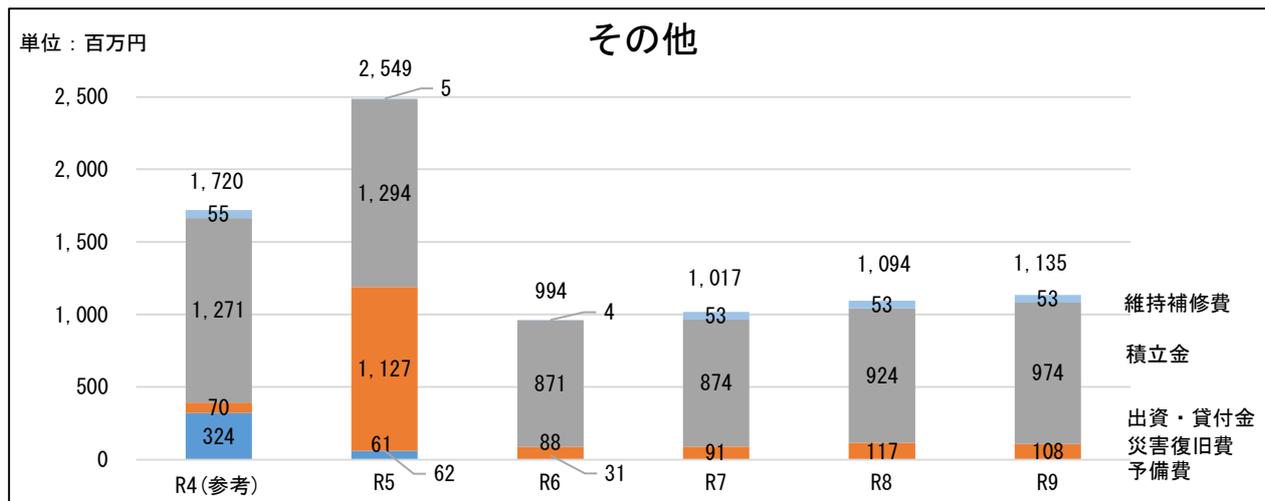
維持補修費については、平成30年度以降の推移を基に推計しました。

積立金については、特定目的基金への積立に係る所要見込額と、毎年度の決算剰余金の財政調整基金への積立を見込んで推計しました。

出資・貸付金については、病院事業に対する市債償還の出資金と、奨学資金貸付金の所要見込額を算出して推計しました。

災害復旧費については、令和7年度以降は計上していません。

その結果、令和6年度の9.9億円から令和9年度には11.4億円になることが見込まれます。

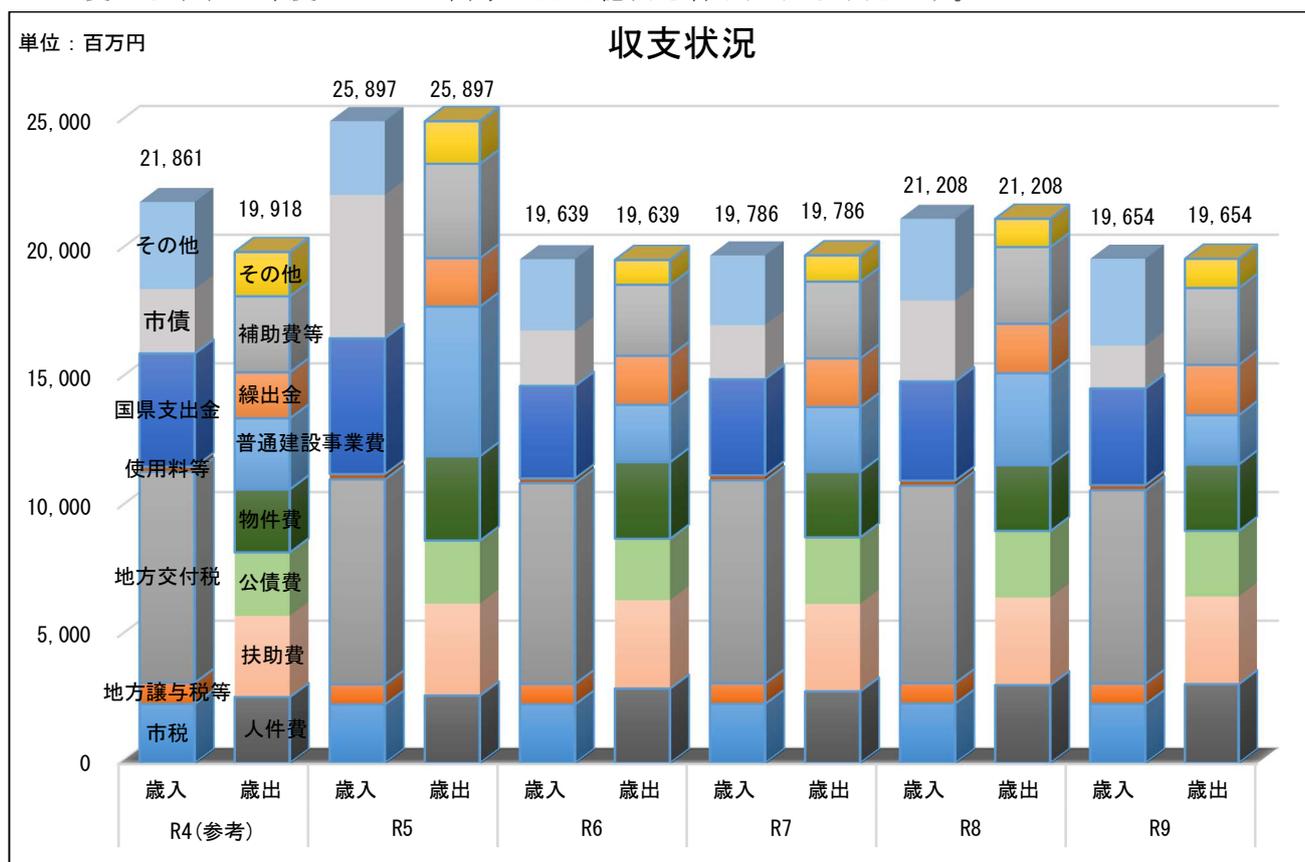


## 4 収支の見通し

### (1) 今後の財政収支の見通し

令和6年度から令和9年度までの財政収支の見通しは次のとおりです。

歳入の不足分については、財政調整基金を繰り入れて対応する必要があります。令和6年度から令和9年度までの4年間で11.4億円を繰り入れる予定です。



		R4(参考)	R5	R6	R7	R8	R9
歳入	市税	2,334	2,311	2,315	2,337	2,351	2,329
	地方譲与税等	837	797	807	806	805	804
	地方交付税	8,202	7,976	7,813	7,902	7,683	7,530
	使用料等	201	206	185	199	199	199
	国県支出金	4,401	5,279	3,594	3,736	3,851	3,753
	市債	2,505	5,566	2,152	2,098	3,145	1,668
	その他	3,381	3,764	2,772	2,708	3,174	3,372
	合計	21,861	25,897	19,639	19,786	21,208	19,654
歳出	人件費	2,605	2,663	2,941	2,826	3,074	3,112
	扶助費	3,171	3,593	3,446	3,416	3,416	3,416
	公債費	2,471	2,449	2,390	2,590	2,587	2,554
	物件費	2,449	3,278	2,977	2,544	2,562	2,579
	普通建設事業費	2,760	5,817	2,227	2,518	3,569	1,919
	繰出金	1,790	1,880	1,908	1,892	1,924	1,958
	補助費等	2,952	3,666	2,756	2,982	2,982	2,982
	その他	1,720	2,549	994	1,017	1,094	1,135
合計	19,918	25,897	19,639	19,786	21,208	19,654	
収支差額		1,943	0	0	0	0	0

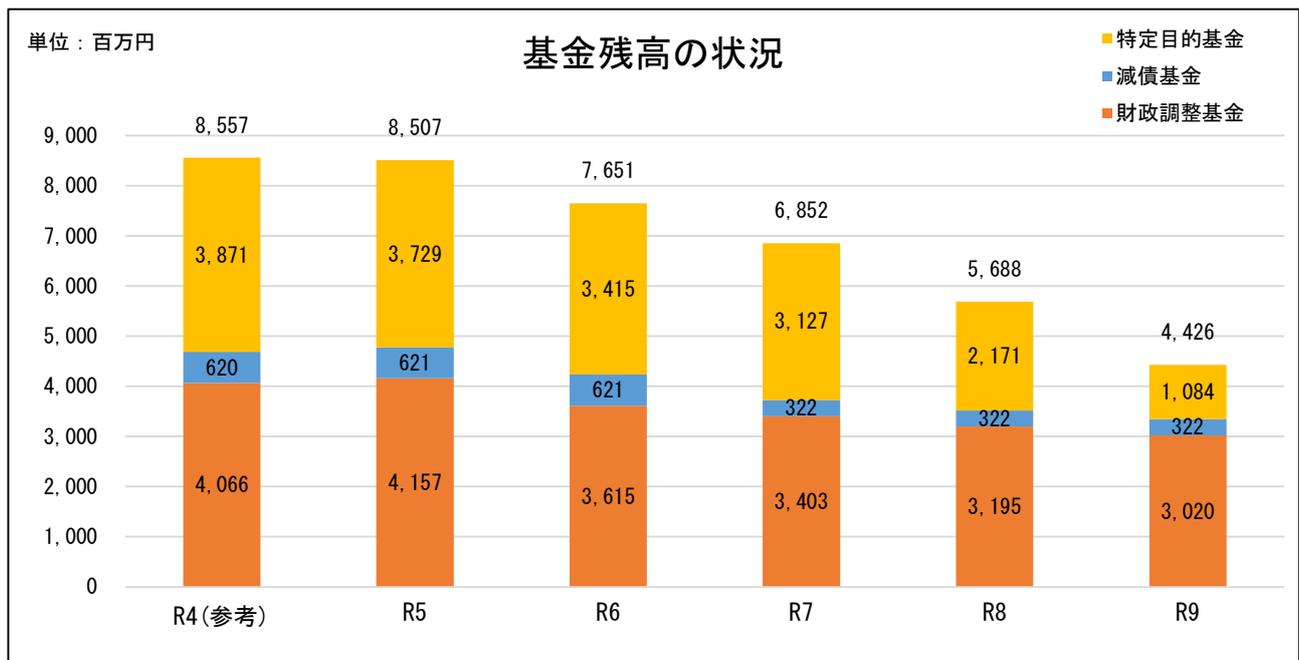
## (2) 基金残高の見通し

基金残高については、令和6年度の76.5億円から令和9年度には44.3億円になることが見込まれます。

財政調整基金については、収支差額を補填するために各年度で繰り入れすることから、令和9年度には30.2億円となります。

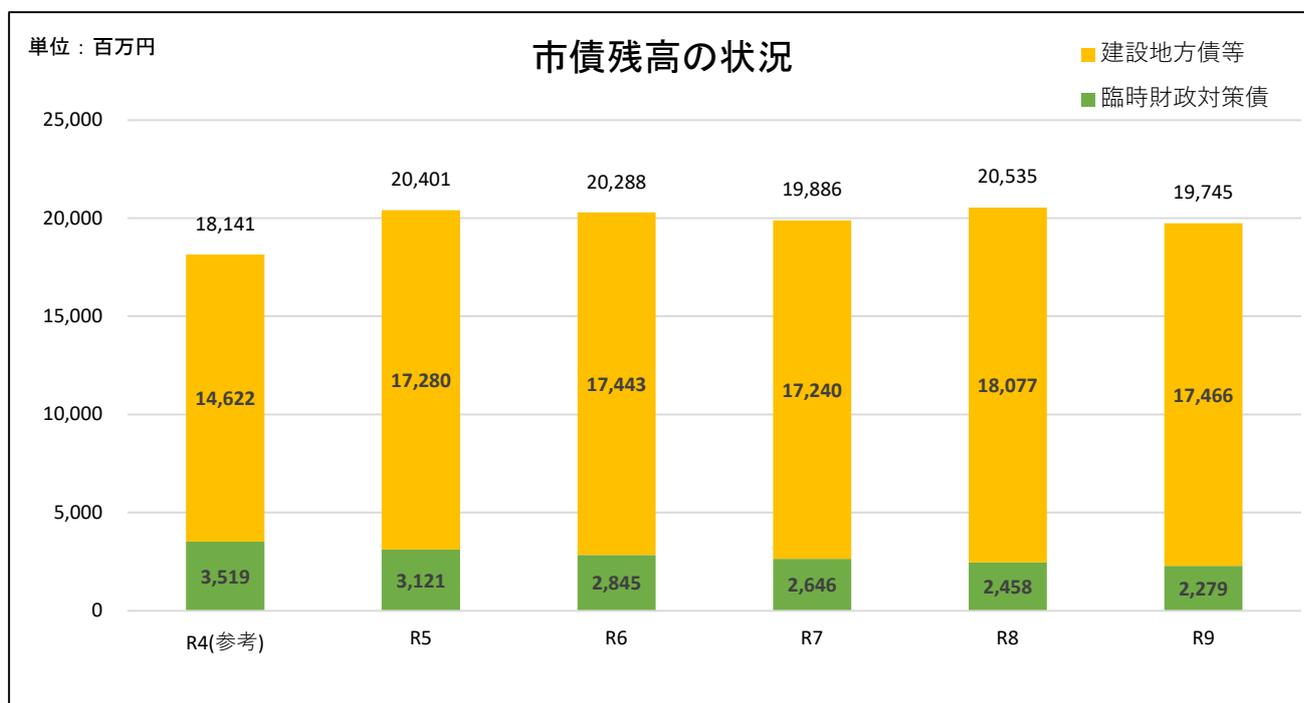
減債基金については、令和7年度に3億円を繰り入れる予定であるため、令和9年度には3.2億円となります。

特定目的基金については、地域振興基金、公共施設マネジメント基金、ふるさと応援基金などを有効活用するため、令和9年度には10.8億円となります。



### (3) 市債残高の見通し

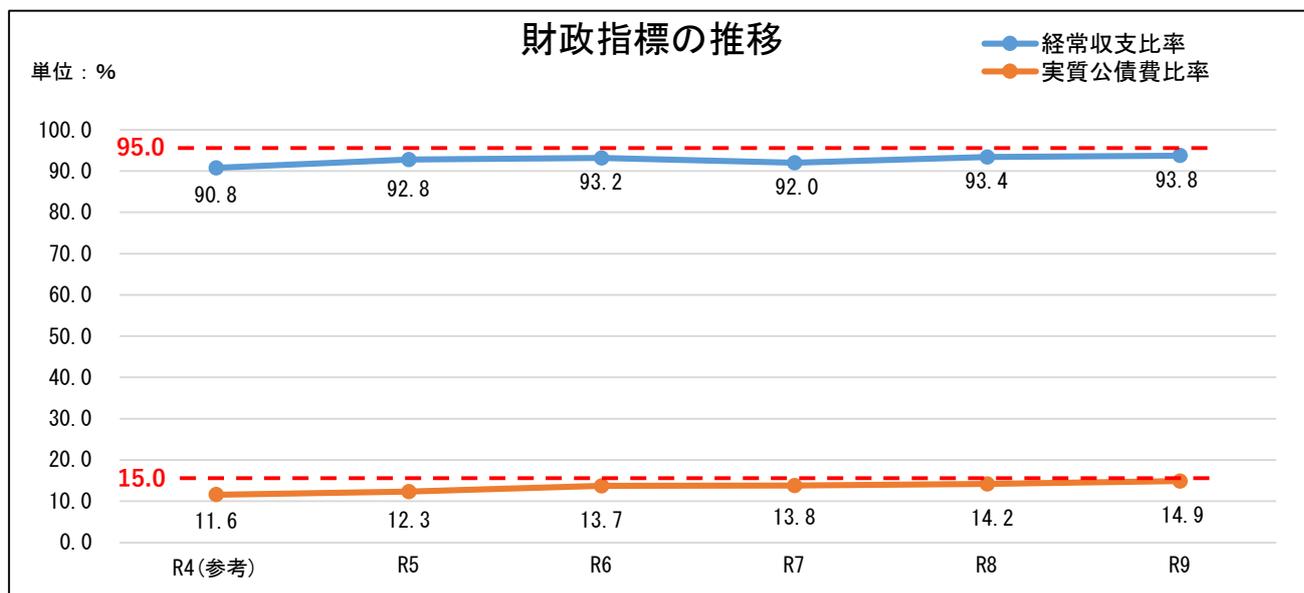
市債残高については、令和6年度の202.9億円から令和9年度には197.5億円に減少する見込みです。



### (4) 財政指標の見通し

経常収支比率については、地方税や地方交付税等の経常一般財源等は増収が見込めず横ばい傾向である一方、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は増加することが見込まれるため、高い水準で推移することが見込まれます。

実質公債費比率については、近年の合併特例債の有効活用により公債費が増加していることや、今後予定されている新ごみ処理施設整備事業に係る公債費が増加するため、令和9年度には14.9%になると見込んでいます。



## 5 健全な財政運営に向けた取組み方針

### (1) 目標値について

本計画の期間における財政運営の健全性を維持するため、以下の目標を設定します。

#### ① 財政調整基金残高 30億円以上

災害などの突発的な歳出や、歳入の急減などの不測の事態に対応できるようにするため、財政調整基金残高については、全計画期間を通じて30億円以上を確保します。

#### ② 経常収支比率 95.0%以下

経常収支比率については、全計画期間を通じて95.0%以下を維持します。

人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。

#### ③ 実質公債費比率 15.0%以下

実質公債費比率については、全計画期間を通じて15.0%以下を維持します。

一般会計等の地方債元利償還金や、特別会計・一部事務組合の地方債元利償還金に係る繰出金・負担金など、市が負担すべき実質的な公債費総額の標準財政規模に対する割合で、その年度の実質的な公債費による財政負担の程度を表します。

### (2) 取組み方針について

令和9年度における経常収支比率は93.8%で、目標である95.0%以下を達成できる見込みですが、依然として高い水準にあります。

また、実質公債費比率についても、目標である15.0%以下を維持できる見込みですが、公共施設等の維持管理や老朽化対策、新ごみ処理施設整備事業に係る多額の費用が見込まれる中、合併特例債を有効活用した予算から必要最小限の投資へと転換する必要があります。

財政収支の見通しでは、収支差額を補填するために、各年度で財政調整基金を繰り入れなければならない状況です。そのような中で、収支不足の解消に努めながら、山積する重要な課題に対応していくためには、持続可能な財政運営が不可欠であるため、更なる歳入確保及び歳出削減に向けて、以下の対策を講じます。

### (3) 具体的な対策について

#### ① 歳入面での取組み

##### ア 市税等の確保

自主財源の安定確保と市民負担の公平性の観点から、市税等の課税客体的確な把握と適正な課税、収納率の向上及び滞納金額の圧縮のため、各収納担当課と連携を図り、収納対策のさらなる推進に努めます。

イ 使用料・手数料等の適正化

使用料・手数料等は、市民サービスの対価として利用者から徴収する料金として受益者負担の原則のもと決定されているものであり、市民負担の公平性確保と受益者負担の適正化を図るため、適宜見直しを行います。

ウ 基金の運用

基金の長期的かつ積極的な運用を行い、運用益の獲得に努めます。

エ ふるさと納税事業の推進

返礼品の充実や寄附受付サイトの拡充など、ふるさと応援寄附金の増加に向けた取組みを推進します。

オ 市有財産の適正管理

市有財産の所有目的を明確にし、処分可能な遊休資産等については、売却や貸付などを検討し、新たな財源確保に努めます。

カ 有利な地方債の活用

元利償還金に対する交付税措置のある有利な市債を効果的に活用します。

また、市債の新規発行について、経常収支比率及び実質公債費比率を踏まえた上で、世代間負担の公平化を図るため、適正な発行額と償還期間を設定します。

② 歳出面での取組み

ア 事務事業の見直しや効率化による歳出の削減

事務事業について、必要性、有効性、効率性、公平性等の観点から事業内容を見直し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、物件費等の経常経費の削減を図ります。

イ 補助金の見直し

補助金ガイドラインに基づき、各補助事業の内容及び効果を検証し、補助対象や補助率の見直しと、終期設定の検討を行います。

ウ 施設の維持管理コストの縮減及び平準化

公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき、計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組みます。

エ 財政規模に応じた普通建設事業の実施

普通建設事業について、必要性、事業規模や実施時期等の精査を行い、財政規模に応じて計画的に実施します。

オ 繰出金の抑制

特別会計における事務事業の見直しや、企業会計における経営健全化計画に基づく取組み等により、一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金を抑制します。

③ その他の取組み

ア 国における地方財政対策を注視

今後の国における地方財政対策を注視し、経済対策に伴う補助制度や有利な地方債等の情報収集に努め、適時に事業を実施することで本市負担を抑制します。

イ 全庁全職員の意識の共有化

本市財政の将来見通し等に係る全庁全職員の意識の共有化を図り、健全な財政運営に向けメリハリのある予算編成を行います。

#### (4) 財政収支の見直しについて

本計画策定後の社会情勢の変化や国・県等による法令や制度改正等を注視するとともに、歳入確保及び歳出削減に向けた取組みの成果、毎年度の決算状況等を勘案した上で、市民の多様化したニーズや時代の変化に柔軟に対応していくため、財政収支については毎年度、見直すものとします。